

高濃度 PCB 等含有塗膜の調査

～PCB 処理期限を見据えて確実な調査を実施します～

● 高濃度 PCB 等含有塗膜の社会的問題

1966 年から 1974 年にかけて建設、塗料の塗り替えが行われた施設については、一部塗料（塩化ゴム系）に可塑剤として PCB が使われていました。また PCB 以外にも鉛やクロム等の有害物質が含まれていることが知られています。

このため塗膜の剥離作業をする上で、労働者の健康被害や剥離後の廃棄物の扱いが問題になっています。2018 年 11 月に環境省から関係省庁、関係自治体、業界団体等に対し、対象となる施設毎に調査の実施通知が出されました。この調査については、PCB 処理期限が定められていることから、速やかな対応が求められています。



橋梁



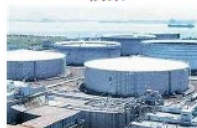
洞門



排水機場



鋼製タンク



石油貯蔵タンク



ガスタンク



水門

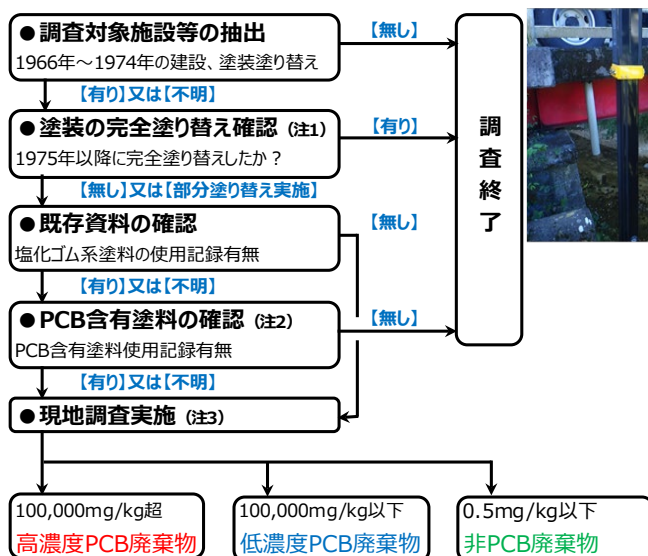


船舶

【調査対象施設（環境省作成資料より抜粋）】

● 橋梁塗膜調査は、弊社へお任せ下さい。

調査は、過去の建設、塗装の塗り替え工事の記録等の確認から進めます。明らかに PCB 含有塗料が使用されていない場合は調査を終了しますが、判断資料が不明の場合は、現地での塗膜サンプル採取後、PCB 等の含有試験を実施します。分析の結果、法律で定められた基準と対比して、PCB 等廃棄物の判定をします。作業に当たっては、作業員の安全に留意して進めることが重要です。



(注1) 塗装の完全塗り替えは、1種クレン、2種クレン又は同等方法

(注2) PCBを可塑剤として使用した塩化ゴム系塗料で、国内4社が1966年から1972年1月までに製造した塗料

(注3) 別途、鉛、クロム等の含有/溶出実施もあり

(注4) 塗膜中PCBの分析は、高精度かつ安価なGC-MS/MS法（低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第4版））採用



【塗膜サンプルの採取状況】



【PCB分析機器 (注4)】

【剥離除去時の基準】

現地調査の結果、含有基準値を満たさなかった場合、剥離作業は鉛中毒予防作業規則、特定化学物質障害予防規則に従った作業が必要になります。

- ・鉛：検出
- ・クロム：1.0%超
- ・PCB：1.0%超

【廃棄物処理時の基準】

廃棄物処理時に溶出試験を実施し、下記の判定で特別管理産業廃棄物扱いになります。

- ・鉛：0.3mg/L 超
- ・六価クロム：1.5mg/L 超
- ・PCB：0.003mg/L 超

測定のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。

株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions co., Ltd.
e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : https://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571